別表六(十二)の記載要領第１号中「第42条の６第２項又は第３項」を「第42条の６第７項から第９項まで」に改め、同第五号中「「翌期繰越額 ㉓－㉔ ㉕」」を「「翌期繰越額 ㉛－㉜ ㉝」」に、「別表六(二十三)又は別表六(二十三)付表」を「別表六(二十四)又は別表六(二十四)付表」に改め、「「計」」の次に「、「当期分計」」を加え、同号を同第七号とし、同第四号中「「当期控除可能額等 ㉔」」を「「当期控除可能額等 ㉜」」に、「第27条の６第８項」を「第27条の６第10項」に改め、同号を同第六号とし、同第三号の次に次の一号を加える。

４　「税額控除限度額 ⑰×7又は10/100 ⑱ 及び 繰越限度超過加算額 ㉓×7又は10/100 ㉔ 」の各欄は、その適用を受ける法人が租税特別措置法第42条の６第７項に規定する特定中小企業者等である場合には「７又は」を消し、その他の場合には「又は10」を消すこと。

５　「前期繰越額又は当期税額控除限度額 ㉛」の「①」の欄は、「繰越限度超過加算額 ㉓×7又は10/100 ㉔ 」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を含めて記載すること。

別表六(十三)を削る。

別表六(十四)の表中

法人税額超過構成額（別表六(二十三)「17の②」）
当期分の特別控除額 ⑯－⑰

を

法人税額超過構成額（別表六(二十四)「19の②」）
当期税額控除額 ⑯－⑰

に、

法人税額超過構成額（別表六(二十三)「16の②」）

を

法人税額超過構成額（別表六(二十四)「18の②」）

に改め、同表の記載要領第１号中「特別控除）又は」を「特別控除）、所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成26年旧措置法」という。）第42条の９第１項若しくは第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は」に改め、「（次号において「平成24年旧措置法」という。）」を削り、同第二号中「平成24年旧措置法」を「平成26年旧措置法」に改め、同第六号中「別表六(二十三)又は別表六(二十三)付表」を「別表六(二十四)又は別表六(二十四)付表」に改め、同表を別表六(十三)とする。

別表六(十五)の表中

法人税額超過構成額（別表六(二十三)「26の②」）
当期分の特別控除額 ⑭－⑮

を

法人税額超過構成額（別表六(二十四)「31の②」）
当期税額控除額 ⑭－⑮

に、

法人税額超過構成額（別表六(二十三)「25の②」）

を

法人税額超過構成額（別表六(二十四)「30の②」）

に改め、同表の記載要領第四号中「別表六(二十三)又は別表六(二十三)付表」を「別表六(二十四)又は別表六(二十四)付表」に改め、同表を別表六(十四)とし、同表の次に次の一表を加える。